

フェスタまきば開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、本県畜産業の生産振興等を図ることを目的として、フェスタまきば実行委員会(以下「実行委員会」という。)が県立まきば公園で開催するイベント事業「フェスタまきば」に対し、予算の範囲内において実行委員会に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 交付の対象となる経費は、交付目的実現のためのイベント開催に係る経費とし、補助額については定額とする。

(申請手続)

第3 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助金交付の条件)

第4 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金額に変更が生じる場合又は経費の配分について各費目相互間におけるいずれか低い額の30%を超えて変更しようとする場合には、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事に承認を受けなければならない。
- (2) 補助金の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第5 補助金は、事業完了後、額の確定の上、交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとし、これを受けようとする場合は、概算払い請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(実績報告)

第6 実行委員会は、補助事業が完了したときには、その日から1ヶ月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)にその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則 この要綱は平成18年 4月 1日から施行する。